

特別支援教育に関する用語集

1		特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
2		通常の学級	特別支援学校の学級、特別支援学級以外の学級。1学級の児童生徒数の標準は小学校35人。中学校40人。(R7.4.1現在)
3	義務教育段階における連続性のある多様な学びの場	通級による指導	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。指導を行う特別の場を通級指導教室という。 【対象障害種】 言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
4		特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。1学級の児童生徒の数の基準は8人。 【対象障害種】 知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者
5		特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。1学級の児童生徒数の基準は、小学部・中学部は6人、高等部は8人、重複学級は3人。 【対象障害種】 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）
6		訪問教育	障害のため特別支援学校等に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、特別支援学校等の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育。
7		高等（特別）支援学校	高等部のみの特別支援学校。より就労に特化した専門教科を実施する専攻科がある学校もある。熊本県では、「高等支援学校」としているが、他の都道府県では「高等特別支援学校」というと自治体もある。
8		自立活動	個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うため、特別に設けられた指導領域。自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校で行われる。
9		個別の教育支援計画	障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。 また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。他分野で同様の視点から個別の支援計画が作成される場合は、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することを含め教育と他分野との一体となった対応が確保されることが重要である。

10	個別の指導計画	個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。教育課程を具現化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。また、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。
11	知的障がい特別支援学校の教科等	小学部:生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育 中学部:国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、<u>職業・家庭、外国語</u>(外国語は必要に応じて設けることができる) 高等部:【共通教科】国語、<u>社会</u>、数学、理科、音楽、<u>美術</u>、保健体育、<u>職業、家庭、外国語、情報</u>(外国語及び情報は必要に応じて設けることができる) 【専門教科】家政、農業、工業、<u>流通・サービス</u>、福祉 【学校設定教科】 小学部:特別の教科道徳、特別活動 中学部:特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動 高等部:特別の教科道徳、総合的な探究の時間、特別活動 全学部:自立活動 注) __は、知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校と小・中学校等で構成等の異なるもの
12	準ずる教育課程	小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している教育課程の通称。
13	インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
14	教育支援委員会	就学支援委員会の機能に加え、障害のある子どもの教育的ニーズに対応した教育が行われているかを相談・助言できる組織。
15	校内委員会	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を全校的な体制で取り組むため、実態把握や支援方法、指導計画等の検討を行う特別支援教育に関する委員会。学校長のリーダーシップの下、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の担任、学年主任等、その他必要な教職員で構成されている。
16	交流及び共同学習	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動するもの。交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものである。

17	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、支援を必要とする幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行う機能。
18	特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う。
19	特別支援教育就学奨励費	障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組。 なお平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充している。対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費など。
20	ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health, 国際生活機能分類)	健康の構成要素に関する分類。人間の生活機能と障害に関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するものであり、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約1,500項目に分類されている。
21	基礎的環境整備	「合理的配慮」の基礎となるもの。障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のこと。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなる。なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要がある。
22	合理的配慮	障害者の権利に関する条約「第二条 定義」において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。 「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。
23	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。
24	医療的ケア	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。
25	訪問看護	疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
26	障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なるが、いずれの手帳を持っている場合でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。また、自治体や事業者が独自に提供するサービスを受けられることもある。

27	身体障害者手帳	身体機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳。原則、更新はないが、障害の状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがある。
28	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の運用方法を定めて実施されている。熊本県では、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分けられている。
29	精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っていると、様々な支援策が講じられる。精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まである。
30	言語聴覚士 (ST:Speech-Language-Hearing Therapist)	ことばによるコミュニケーションや嚥下（えんげ）に困難を抱える人を対象に、問題の程度、発生のメカニズムを評価しその結果に基づいて訓練、指導等を行う。摂食・嚥下障害にも対応する。言語聴覚士は医師又は歯科医師の指示の下に問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施する。また、リハビリテーションの目標、及び訓練プログラムに係る実施計画を作成し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う。
31	作業療法士 (OT:Occupational Therapist)	体や精神に障害のある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う医療技術者。作業療法士は、病院の場合はカルテや患者との面接などから、訪問介護の場合は患者から直接ヒアリングを行って、医学的情報や生活情報を集める。そして、筋力や反射などの身体機能、認知機能や日常生活動作の能力について観察や検査を行い、患者の問題点を探る。これらの結果をもとに、患者それぞれの訓練目標を決め、具体的な訓練プログラムを作り、作業療法を実施する。
32	理学療法士 (PT:Physical Therapist)	身体に障害がある人等の身体運動機能の回復や維持・向上を図り自立した日常生活が送れるよう、医師の指示の下、運動の指導や物理療法を行う医療技術者。理学療法士は、医師から依頼された理学療法の内容を点検し、注意する点や行ってはいけない動作を考え、患者の筋力などを検査する。その結果をもとに患者の障害の状況の評価し、他の診療部門からの情報も加えて理学療法の目標を立て、そのための具体的方法・手順などのプログラムを作成する。 理学療法の中核は運動療法である。理学療法士は身体機能回復のための関節可動域練習、筋力増強練習、神経筋促通運動、歩行動作などの日常生活動作練習を通じて、自立した生活ができるように指導する。温熱を利用したり、電気刺激や超音波などの物理療法を行うこともある。
33	視覚障害	視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、物事の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、ものの位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりするが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。
34	聴覚障害	身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なっている。

35	知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語にかかわる知的機能」の発達の遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。
36	肢体不自由	身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。
37	病弱・身体虚弱	病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいう。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返して起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。
38	言語障害	発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。
39	自閉症	①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもあります。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。
40	情緒障害	周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。
41	学習障害(LD)	全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態。
42	注意欠陥多動性障害	身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。
43	吃音	なめらかに話すことが年齢や言語能力に比して不相応に困難な状態であり、下に示すような特徴的な症状(中核症状)の一つ以上があるものをいう。 (1) 反復(単音や単語の一部を繰り返す)(2) 引き伸ばし(単語の一部を長くのばす)(3) ブロック(単語の出始めなどでつまる)症状は幼児期に始めることがほとんどだが、中には思春期頃から目立つようになることもある。
44	選択性かん黙(場面緘黙)	一般的に、発声器官等に明らかな器質的・機能的な障害はなく、機能的には話すことができるが、心理的な要因等により、他の状況で話しているにも関わらず、特定の社会的状況(例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など)において、話すことが一貫してできない状態。ただし、適切な対応により症状が改善するものでもある。 「選択性」という言葉から、「話さないことを自ら選んでいる」と誤解されがちであるが、一般的な原因としては、生来の対人緊張や対人不安の強さがあり、集団に入るとその不安が増強することから、不安を軽減するための自己防衛行動が固定化して発症すると考えられている。近年では「場面緘黙」と表されることが一般的になっている。
45	発達障害	発達障害者支援法における定義「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」

46	ビネー式知能検査	1905年にフランスのA. ビネーとT. シモンが開発した知能検査であり、日本においては、田中寛一が発表した「田中ビネー知能検査」や鈴木治太郎が発表した「鈴木ビネー知能検査」等がある。このうち田中ビネー知能検査の特徴としては、まず、多角的な総合検査であることが挙げられる。これは、知能を各因子に分かれた個々の能力の寄せ集めと考えるのではなく、一つの統一体としてとらえようとするビネーの知能観に基づいて開発されている。
47	ウェクスラー式知能検査	アメリカのウェクスラーによって開発され、検査対象児・者の年齢に合わせて、主に幼児を対象とした「WPPSI」、児童生徒を対象とした「WISC」、成人を対象とした「WAIS」がある。この検査の最大の特徴は、全般的な知能水準が測定できることに加えて、「言語性の知能指数(VIQ)」と「動作性の知能指数(PIQ)」の二つの知能発達の様相を見ることができるところにある。
48	児童発達支援	平成24年の児童福祉法改正の際、主に未就学の障がいのある子供を対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。障がいのある子供に対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。
49	児童発達支援センター	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。
50	発達障がい者支援センター	発達障害児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。都道府県・指定都市自ら、または、都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営している。発達障害児(者)とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児(者)とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っている。
51	保育所等訪問支援	「児童福祉法」に基づくサービス。一般子ども子育て施策や教育の現場に入り込んで行うアウトリーチ型の発達支援事業であり、訪問先施設からではなく保護者からの依頼に基づいて行い、普段通所している場所での集団適応を支援するサービス。
52	放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。このサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【引用・参考文献等】

文部科学省HP

厚生労働省HP

発達障害教育推進センターHP

国立障害者リハビリテーションセンターHP

学校教育法

児童福祉法

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)

障害のある子供の教育支援の手引き

放課後等デイサービスガイドライン

保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書